

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務

の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「第十八号(36)」を「第十八号(33)」に改め、同表の第五号の三を削り、同表の第五号の四(1)中「承認」の下に「（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、同号(2)中「承認」の下に「（一時的な積行為を行う土地の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、同号(3)中「確認」の下に「（土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、同号を同表の第五号の三とする。

第三条第二号中「業務等（観光目的のものを除く。）」を「前号に掲げる場合のほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。